

(表)

<p>第 号 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第162条第11項の 規定による 立 入 検 査 証</p> <p>職名 氏名</p> <p>年 月 日 生 年 月 日 発行</p> <p>厚生労働大臣 地方厚生局長 印 地方厚生支局長</p>	<p>写 真</p>
--	----------------

(裏)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜粋
第162条

- 3 主務大臣は、第3章第1節（第7条第1項及び第5項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第18条第1項及び第4項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第3項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項及び第3項、第25条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項及び第3項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項及び第3項、第36条第1項、第40条第1項及び第3項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項及び第3項、第44条第1項並びに第50条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第46条第1項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。
- 9 主務大臣は、第4章第1節第2款（第109条第1項及び第4項並びに第121条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第117条第1項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告

- させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 12 第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第167条 第3章第1節及び第4節並びに第162条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第4章第1節第2款及び第162条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。
- 第171条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- 三 第16条第1項（第48条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第1項（第48条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第1項（第48条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第1項（第136条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第1項（第119条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第119条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第1項（第136条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第1項（第136条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第1項若しくは第162条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 この用紙の大きさは、A7とする。